

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 株式会社三菱ＵＦＪ銀行
(旧会社名：株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)

【英訳名】 MUFG Bank, Ltd.
(旧英訳名：The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役頭取執行役員 三毛 兼承

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません

(注) 当行は、平成30年4月1日に会社名を「株式会社三菱ＵＦＪ銀行」、英訳名を「MUFG Bank, Ltd.」に変更しております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取執行役員三毛兼承は、当行の第13期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の有価証券報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当行は、平成30年6月22日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。